

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高木喬の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、原審において主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、原判決の宣告後になされたものであるから、刑訴法四〇五条二号にいう判例にあたらず、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年四月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	口	清 雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	一